

雇用保険受給者のみなさまへ

失業給付受給中の年金・扶養・税金・健康保険について

※本紙は雇用保険受給資格決定後の方から多く寄せられる質問をとりまとめたものです。雇用保険の失業等給付受給者のしおりと併せてご利用ください。

Q. 基本手当の受給による年金への影響はありますか？

A. 求職者給付（基本手当）と65歳未満の方に支給される老齢厚生年金・退職共済年金との併給調整が行われ、求職者給付（基本手当）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります（65歳到達の月まで）。

これは、求職者給付（基本手当）の支給内容が変更されるのではなく、あくまでも年金の支給が、停止されるものです。

なお、求職者給付（基本手当）の他に高年齢雇用継続給付も併給調整の対象となります。

詳しくはあなたが手続きされている、または、される予定の年金事務所にお問い合わせください。「雇用保険の失業等給付受給者のしおり（関連ページ：P50参照）」

Q. 配偶者等の扶養家族に入った場合、基本手当の支給に影響はありますか？

A. 配偶者等の扶養家族であっても、基本手当の受給要件を満たしている場合、基本手当の支給は可能です。ただし、基本手当を受給した場合、配偶者の会社規定等により扶養家族になれない、扶養家族からはずれないといけない場合がありますので、配偶者等の加入している健康保険組合、勤務先の福利厚生担当に確認して下さい。

Q. 基本手当を受給した場合、確定申告は必要ですか？

A. 基本手当は全て非課税となっていますので、確定申告の必要はありません。

「雇用保険の失業等給付受給者のしおり（関連ページ：P23参照）」

Q. 国民健康保険料（税）の軽減は受けられますか？

A. 倒産や解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料（税）が軽減されます。

具体的にはハローワークで交付される雇用保険受給資格者証の12欄「離職理由」のコードが11、12、21、22、31、32、23、33と記載がある方が対象となります。軽減を受けるには届け出が必要です。詳しくは最寄りの市町村の国民健康保険担当にお問い合わせください。「雇用保険の失業等給付受給者のしおり（関連ページ：P51参照）」